

第 35 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 41 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和3年10月6日熊本県職員の過失により和解の相手方が行った不要な携帯電話端末の機種変更契約に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年1月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人 (基幹統計に係る調査員)	18,405円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。